

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成22年度	「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
平成25年度	「市の債権事務の執行について」
平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成30年8月31日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部こども家庭課

監査の実施年度 (平成 25 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(89 頁)</p> <p>9 母子寡婦福祉資金貸付金について</p> <p>(1) 連帯保証人に対する法的手続きによる回収について</p> <p style="padding-left: 20px;">高額延滞者の中には借入後、一度も償還することなく長期にわたり延滞している者も含まれているが、担当課では連帯保証人に催告等を実施しているのみで、法的手続きの実施には至っていない。</p> <p style="padding-left: 20px;">本貸付金の収入未済額は年々増加傾向にあり、担当課の催告等による徴収努力のみでは限界があり、また、約定通りに償還している利用者との公平性に著しく欠ける状況にある。</p> <p style="padding-left: 20px;">こうしたことから、債務者のみならず連帯保証人の生活状況等を把握し、債務者及び連帯保証人に対する法的手続きによる回収を図ることを検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>連帯保証人からの徴収を行っているケースはあるものの、法的手続きによる徴収については、知識・経験が乏しく実施できておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>まずは納付資力の有無を見極めることが重要であるため、財産調査等について、債権管理課及び市顧問弁護士への相談等を行いながら今後対応して参ります。</p> <p>また、財政部主催の「債権の管理及び回収に係る専門研修会」にも積極的に参加し、担当者の専門的知識の向上を図っているところです。</p>		